



彼岸花

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

9月

(長月) SEPTEMBER

19日・敬老の日
22日・秋分の日

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	1	29
金	2	30
土	3	17
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月12日

国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

9月30日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

9月30日



ワンポイント 利益相反(そうはん)取引

取締役が自己又は第三者のために会社に対して、不動産を過大な金額で売却したり、過大な利息で金銭を貸し付ける取引のように、取締役と会社の利益が相反する取引。この取引に該当する(恐れがある)場合は、取締役会(取締役会が設置されていない会社では株主総会)での事前承認が必要になります。

Strength Weakness Opportunity Threat

S W O T 分析

自社の能力を最大限に発揮できる戦略を立てるためには、より客観的な視野から自社のおかれた環境を分析することが必要です。そして企業が経営戦略や経営計画を策定するためには、その自社の内部環境（経営資源）と外部環境（経営を取り巻く環境）の分析が必要不可欠です。その代表的なものとしてSWOT分析があります。

1 SWOTとは

SWOTとは、企業の強み（Strength）、弱み（Weakness）、機会（Opportunity）、脅威（Threat）のこと、それぞれの頭文字を

とってSWOT（スウォット）と言います。強み（S）と弱み（W）は内部環境分析、機会（O）と脅威（T）は外部環境分析になり、それらを踏まえて、経営理念達成のための戦略課題を抽出していきます。

	外部環境	機会 (Opportunity)	脅威 (Threat)
内部環境			
強み (Strength)		強みを生かして 機会を得る	強みを生かして 脅威に備える
弱み (Weakness)		弱みを克服して 機会を得る	弱みを克服して 脅威に備える

SWOT分析の方法の手順としては、仮説を立てる↓検証する、という流れで、まずは分析して調べる対象の要因を絞っていきます。仮説は一つでなく、いくつか考えてみましょう。それまで常識だったことを疑って、新しい仮説を導くことも必要な場合があります。そしてその外部環境の分析を行い、内部環境の分析を行っていきます。

2 外部環境分析

(1) 外部環境

外部環境とは、言葉通り、自社以外の外部の環境（要因）のことです。よって、自社ではコントロール不可能であり、与えられた条件として意思決定を進めていかなければなりません。外部環境を分析していくには、自社にとって「機会」となる要因と「脅威」となる要因について考えていきます。

「機会」とは自社に追い風となる要因であり、例えば、自社で取り扱っている商品がテレビ番組で紹介される場合などです。「脅威」とは自社に逆風とな

る要因であり、例えば、原材料価格の高騰や円高などです。テレビ番組の内容や原材料の価格を自社でコントロールすることはできませんので、取り上げられた商品売り逃しのないよう目立つ場所に配置換えを行ってPRしていく必要がありますし、より安く原材料を調達する方法を検討する必要があります。

(2) 外部環境分析の主な分析項目

外部環境分析の分析項目は多岐にわたっていますので、外部環境分析の分析項目を設定するうえで、自社に特に大きな影響を与える要因に重きを置くことが重要です。

また、外部環境分析はSWOT分析を行う際に初めて情報を収集するのではなく、常日頃からアンテナを張り巡らせ、意識的に情報を収集しておく必要があります。新聞記事のスクラップ、インターネットや公的機関の統計情報を大いに活用しましょう。

① 外部環境分析の主な分類

① マクロ環境分析

人口動向・経済動向・自然環境・技術革新・政治法律など

② 顧客分析

顧客動向・顧客ニーズ・顧客購買行動など

③ 業界分析

販売面・供給面・新規参入・競合状況など

企業が存在している業界の特性を明らかにすることで、競争優位の源泉を分析し戦略課題を抽出していきます。

〔外部環境情報源〕

外部環境分析を行う際には、総務省統計局の国勢調査・労働力調査・家計調査・消費者物価指数・小売物価統計調査や国税庁の統計情報などが情報源となります。

3 内部環境分析

(1) 内部環境

内部環境とは、自社内の環境(要因)のことです。内部環境分析では、要因を「強み」と「弱み」に分けて分析を進めていきます。

具体的には、自社内のシステ

ム・人材・技術・経営力・財務力・ネットワーク・生産能力・立地などが、競合他社より「優れている」のか、もしくは「劣っている」のかを分析していきます。

「強み」とは、競合他社より優れている要因であり、例えば、顧客から「納期どおりに要求した製品を納めてくれる」という評価を与えられていけば、「強み」の要因になります。反対に「いつも納期に遅れが生じる」というレッテルを貼られていれば、「弱み」の要因になります。

「弱み」とは、競合他社より劣っている要因であり、あまりあり難くない要因ですが、これをはっきりと認識しておく必要があります。

経営戦略を策定していくうえでは、「弱み」を克服する必要があり、技術力が弱い「人材が育たない」「立地が悪い」などしつかりと弱みの要因を分析し把握しておかなければなりません。

(2) 内部環境分析の主な分析項目

内部環境分析では、経営資源

(人・物・金・情報)と経営力・マーケティング力などについて分析を進めていきます。外部環境分析と違い、社内の情報を活用するため、信頼度の高い情報を収集することができます。

〔内部環境分析の主な分類〕

① 財務力

月次試算表の作成の有無・管理会計の導入の有無・予算計画と実績管理の有無・安全性分析等

財務が安定していれば新規プロジェクトの立上げや生産設備の導入など、明日の戦略への投資が可能となります。

② マーケティング力

製品力・価格設定の状況・既存チャネルの状況・プロモーション戦略の状況等

③ 人材力

明確な組織・社員のモチベーション・意思決定のスピードと正確性・年齢構成・人事評価制度等

人材力とは、人材の質と量を指します。「企業は人なり」と言われるように、人材が企業の業績を決定するといっても過言ではありません。特に

中小企業で元気がある企業は必ずと言っていいほど従業員が活き活きと活躍しています。

④ 経営力

経営理念の策定・経営戦略の策定能力等

同業他社と比較し、または市場へのアプローチにおける自社の経営力を視点とし「強み」「弱み」を分析していきます。中小企業において真に強みを発揮できるのは「経営力」であり、経営者や経営実務担当者の手腕が問われます。

4 「脅威」を「機会」へ、「弱み」を「強み」へ

環境の変化や視点の違いによって「機会」と「脅威」、「強み」と「弱み」は変化します。また、「機会」と「脅威」、「強み」と「弱み」は表裏一体の関係にあると言えます。

「脅威」を「機会」へ、「弱み」を「強み」へと変える経営戦略を立てるためには、固定概念にとらわれず、柔軟な視点に立つてSWOT分析を進めていくことが重要です。

マイナンバー関係改正 Q&A

平成二十八年度税制改正では、マイナンバーの記載に係る本人確認手続やマイナンバー記載書類の管理負担の軽減を目的に、マイナンバーの記載を不要とする書類の見直しが行われています。

1 金融機関手続の簡素化

Q1 マイナンバーを告知済の場合には、改めてマイナンバーを告知することは不要になったようですが、他にも不要になる手続はありますか。

A1 個人が次に掲げる告知又は告知書の提出をする場合に、金融機関が、その個人のマイナンバー等を記載した帳簿を備えているときは、告知又は告知書にマイナンバーの記載をしなくてもよいこととされました。

- 利子・配当等の受領者の告知
- 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出
- 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出
- 株式等の譲渡の対価の受領者の告知
- 交付金銭等の受領者の告知
- 償還金等の受領者の告知
- 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知

- 先物取引の差金等決済をする者の告知
- 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
- 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
- 非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知
- 非課税口座開設届出書の提出をする者の告知
- 未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知
- 未成年者口座開設届出書の提出をする者の告知
- 国外送金等をする者の告知書の提出
- 国外証券移管等をする者の告知書の提出

2 マイナンバー記載の対象書類の見直し

Q2 マイナンバーを記載する書類が見直されたとのことですが、具体的に教えてください。

A2 (国税)
マイナンバーを記載しなければならぬとされている申告書及び調書等を除く税務関係書類のうち、次に掲げる書類について、提出者等のマイナンバーの記載が必要なくなりました。

(1) 申告書等の主たる手続と併せて提出され、又は申告書等の後に関連して提出されると



図表1 マイナンバー関係の改正適用期日

	改正項目	適用期日
1	<p>〈金融機関手続の簡素化〉 個人がマイナンバーを告知済みの金融機関に口座開設等一定の告知を行う場合に、マイナンバーの記載が不要となりました。</p>	平成28年4月1日以後に行う告知等
2	<p>〈マイナンバー記載の対象書類の見直し〉 マイナンバーを記載しなければならない申告書等を除く税務関係書類のうち下記の書類は、マイナンバーの記載が不要となりました。</p> <p>【国税】</p> <p>(1)申告書等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類</p> <p>(2)マイナンバーの記載を不要とした場合でも所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類</p> <p>(3)既に提出済みのマイナンバーを管理しているときは、2回目以降の扶養控除等申告書等</p> <p>【地方税】</p> <p>国税における手続と一体的に行われるもの</p>	<p>平成29年1月1日以後に提出すべき書類 (注)同日前でも運用上、マイナンバーの記載は求められません</p> <p>平成28年4月1日以後に提出すべき書類</p> <p>平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき給与又は公的年金等に係る書類</p> <p>同上(国税と同時期)</p>

(2) 考えられる書類
 (3) 考えられる書類
 (1) 給与所得者の扶養控除等申告書
 (2) 従たる給与についての扶養控除等申告書
 (3) 退職所得の受給に関する申告書
 (4) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
 (地方税)
 地方税についても、国税における手続と一体的に行われるものについては、国税と同時期に適用されます。

図表2

マイナンバーの記載を不要とする税務関係書類の分類	具体的な届出書等の例
(1)の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税の青色申告承認申請書 ・ 所得税の棚卸資産の評価方法の届出書 ・ 消費税簡易課税制度選択届出書 ・ 相続税延納・物納申請書 ・ 納税の猶予申請書 など
(2)の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税貯蓄申込書 ・ 財産形成非課税住宅貯蓄申込書 ・ 非課税口座廃止届出書 など

労働契約法 無期転換ルールへの 対 応

平成二十五年四月（一部は平成二十四年八月）の改正労働契約法施行により、次の三つのルールが設けられました。

- ① 無期労働契約への転換
同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新されて通算五年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。
- ② 「雇止め法理」の法定化
最高裁判例で確立した「雇止め法理」を法律に規定したものであり、使用者が雇止めをすることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者による雇止めが認められません。
- ③ 不合理な労働条件の禁止
有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定め

があることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するものです。

このうち、①については、制度施行から五年経過（平成三十年四月）する時期が近づいており、厚生労働省においても対応準備の呼びかけが行われているところです。

今回は、無期転換ルールへの対応を中心にお伝えします。

一 無期労働契約への転換

（一）転換ルール

① 労働契約期間の通算

「有期労働契約が反復更新され通算五年を超えている」ことを判断する際、通算対象となる有期労働契約とは、平成二十五年四月一日以後に開始された有期労働契約が対象です。

それより前に開始された有期労働契約は、通算契約期間には含めないことに気をつけましょう。

② 無期転換の申込み

平成二十五年四月一日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が五年を超える場

合、その契約期間の初日から末日までの間に、労働者は、無期転換の申込みをすることができず（図中①参照）。

無期労働契約への転換は、通算契約期間が五年を超えたときに自動的に行われるのではなく、労働者からの申込みの上で行われることとなります。

無期転換の申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立します。

なお、実際に無期労働契約に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からとなります（図中②参照）。

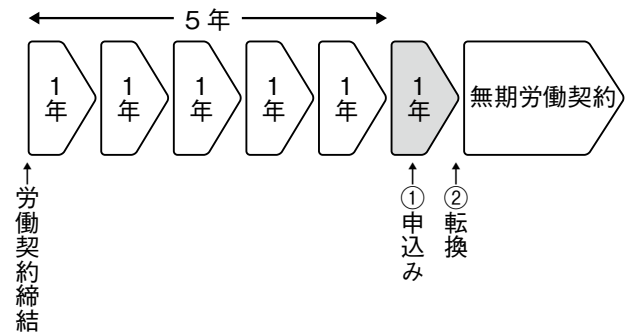
③ 労働条件

無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。

別段の定めをすることにより、変更可能です。

「別段の定め」とは、労働協約、就業規則、個々の労働契約（無期転換に当たり労働条

図 1年契約更新時の例



件を変更することについての労働者と使用者との個別の合意）が該当します。

（二） クーリング
なお、無期転換に当たり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が六か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません。これをクーリングといいますが。

通算対象の契約期間が一年未満の場合は、その二分の一（一月未満の端数は一か月に切り上げ）以上の空白期間があればそれ以前の有期労働契約は通算契約期間に含めないこととされています。

（三）特例

平成二十七年四月に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）」が施行され、一定の要件を満たした場合、その労働者については無期転換申込権が発生せず、引き続き有期労働契約を締結することができます。

無期転換ルールの特例の適用を受けるためには、事業主が、雇用管理措置の計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けなければならない。

次の①または②に該当する者が特例の対象者です。

① 高度な専門的知識等を持つ有期雇用労働者

年収要件（一、〇七五万円以上）、対象とされる専門的知識等*が定められており、五年を超える一定期間に完了予定の業務に就く期間（上限十年）は、原則として、無期転換申込権が発生しません。

※ 専門的知識等の例
・ 博士の学位を有する者
・ 公認会計士、医師、弁護士等

・ 一定の経歴年数を有するシステムエンジニア、デザイナー

・ システムコンサルタント（システムエンジニア）としての実務経験五年以上）

② 定年到達後に継続雇用される有期雇用労働者
定年後に引き続き雇用されている期間は無期転換申込権が発生せず、引き続き有期労働契約の締結が可能です。

なお、①は上限（十年）が定められています。②は契約期間の上限が定められていません。前述の特例の他、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等

を対象とし、無期転換申込権発生までの期間を十年とする特例も設けられています（平成二十六年四月施行）。

二 対応の準備

① 実態把握

まずは、社内規程の確認や労働者との面談等を通じ、職場内の有期契約労働者の実態を把握しましょう。例えば、次のようなものが該当します。

・ 有期契約労働者の人数
・ 更新時の判断基準、更新回数、勤続年数等
・ 担当している業務内容
・ 労働者自身の今後の働き方の希望

② 方針の明確化

次に、今後の有期契約労働者の活用方針（どのような業務を担当させるか、どのように処遇するかなど）を明確にした上で、無期転換ルールへの対応を検討しましょう。

③ 転換後の労働条件

無期転換後の社員区分や労働条件については、次のようなパターンが考えられます。
イ 無期契約労働者

契約期間のみを無期とし、その他の労働条件は直前の有期労働契約時と同一とする。

ロ 多様な正社員

無期転換者を、既存あるいは新設の「多様な正社員区分（職務限定社員、エリア限定社員など）」に移行させ、その区分の労働条件を適用する。

ハ 正社員

無期転換者を、既存の「正社員区分（職務・勤務地・労働時間などを狭く限定していない正社員）」に移行させ、その区分の労働条件を適用する。

無期転換に当たっては、必ずしもこれらイ〜ハのいずれか一つのみを選択する必要はありません。自社の状況に応じてこれらを組み合わせることもできますので、「原則として、すべての有期契約労働者をイのパターンで無期転換し、その後、一定条件を満たした者については、ロやハに移行させる」等の方法を採用することもできます。

世界の消費税(付加価値税)

日本では、10%への増税が延期されましたが、世界の消費税はどうなっているのでしょうか。消費税は、世界約150カ国で実施されています(アメリカやインドの消費税類似の税を除く)。消費税は、一般的には付加価値税と呼ばれ、平成25年度時点での税率の高い国は、1位：ハンガリー27%、2位：アイスランド25.5%、3位：クロアチア、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー25%となっています。

イタリアでは、平成23年9月17日より、財政赤字削減策で、これまで20%の消費税がかかっていたカテゴリー(高級食品、各種飲料、ガソリン、医療品、靴類、化粧品類、電気製品、自動車の購入代金や、電話料金、パーマ・理髪代、弁護士・税理士への謝礼など)の税率が1%引き上げられました。一方で、4%(パン、パスタ、牛乳などの食料品と1軒目の自宅の購入費な

ど)及び10%(肉や魚、2軒目の自宅の購入費、電気・ガス料金、飲食店代金、映画館・劇場・競技場入場料など)のカテゴリーの税率は据え置かれました。ちなみに医療費は0%です。

消費税の税率だけを比較してみると、日本の税率は高いとはいえません。しかし、日本では一律税率のため低所得者層の負担が大きくなっているという指摘があります。

先進国の大半では、消費税の税率をひとくりにせず、食料品などの生活必需品とそうでない商品とでは、税率を分けて設定しています(多段階方式)。イギリスやアイルランド、メキシコ、オーストラリア等の国々では、食料品の消費税はゼロ(無税)に設定しています。また、スウェーデンなど東欧諸国では、消費税の税率が高い代わりに社会福祉が充実しています。

日本も消費税増税をした際には、分類やその用途をきっちり明確にして、国民の理解を得る必要があるでしょう。

地震保険

地震保険は、損害保険の一種で、地震・噴火・津波による災害で発生した損失を補償する保険です。必ず火災保険と合わせて加入する必要があります。地震・噴火・津波による被害規模や被害件数は、火災の場合より大きくなる可能性が高いため、地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の三〇%から五〇%の範囲内で、同一敷地内ごと

に建物は5千万円、家財は1千万円が限度となっていることが原則です。他に地震保険の特徴として、工場や事務所専用の建物など業務用の建物は加入することができず、加入できるのは「住居」として使用される建物に限りです。「住居」として使用される建物であれば法人契約でも加入することが可能です。

～食欲の秋～

昔から「食欲の秋」と言われていますが、実際、夏が終わって涼しくなると「食べたい」という欲求が増えて食べる量が次第に増え、体重も次第に増えてしまう人が多いようです。なぜ「秋」に食欲が増すのでしょうか?要因は様々あるようですがその一つに、セロトニンの分泌量に関わっていると言われています。

食欲の調整にも深く関わっているセロトニンという神経内物質が、日光に当たった時間によって分泌量が調整されることが最近わかってきました。つまり、日を浴びることが少なくなる秋には、夏に比べセロトニン分泌量は減少してしまうのです。

日光に当たる以外に、セロトニン分泌量を増やす方法は、肉類、乳製品等の摂取や睡眠をとることが重要で、秋に食欲が増すのは食欲と十分な睡眠をとることでセロトニンを増やし、精神の安定を保とうとするからではないかと言われています。